



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治期の新聞における「鶏姦」報道の特徴：『読売新聞』と『朝日新聞』の分析から
Author(s)	斉藤, 巧弥
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 24, 21-38
Issue Date	2017-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64760
Type	departmental bulletin paper
File Information	21.pdf



明治期の新聞における 「鶏姦」報道の特徴 —『読売新聞』と『朝日新聞』の分析から

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 博士課程

齊藤 巧弥

Characteristics of 'keikan' reports in Japanese newspapers in the Meiji period — An analysis of the *Yomiuri Shimbun* and the *Asahi Shimbun*

SAITO Takuya

abstract

This paper aims to analyze reports on *keikan* in the *Yomiuri Shimbun* and the *Asahi Shimbun*, and shed light on how the discourse of *keikan* changed from the 1870s to the 1910s. *Keikan* means anal sex primarily between males and was illegal in Japan from 1872 to 1881. The word first appeared in the two newspapers in the 1870s and disappeared in the 1910s. In these forty years, two periods are identified through the distinct patterns that the newspapers showed: 1875-1901 and 1905-1914. In the first period, *keikan* was associated with violence, crime, and intimate relationships. In the second period, *keikan* was described as “a problem of delinquent students”, and was counted as one of their wrongdoings. The change of discourse is explained by the characteristics of the newspapers, and the multilayered nature of discourse.

1 はじめに

本稿では、明治期の新聞における鶏姦の報道を分析する。言論ではなく報道記事を中心とする新聞上においてどのような鶏姦の認識が形成されていたのか、それがどのような変化を遂げていったのかを明らかにする。

鶏姦とは明治期当時の言葉で肛門性交を意味し、広義の意味での同性愛（つまり、通歴史的に存在してきた同性間の親密で性的な関係性）の一形態とされている。鶏姦という言葉が使用されていたのは1870年代から1910年代までの、約40年間である。1910年代になって「同性愛」という語が登場してからは鶏姦という語は使用されなくなった。しかし、鶏姦の意味内容やなぜこの語が出現し消滅したのかを考察することは、日本における同性愛概念の連続性や断絶の歴史を明らかにするために必要な作業であると考えられる。

日本の同性愛の歴史研究は1990年代以降から本格的にはじまり、これまでに多くの報告がされてきた¹。この傾向は同性愛が社会的な認知を獲得してきたという単純な理由に留まるのではなく、セクシュアリティや異性愛の構造が近代の社会形成から不可分であるという認識が共有されてきたことにも起因する。本稿がとる立場も同様のものであり、「同性愛」という語が登場する直前まで使用されていた「鶏姦」の分析を通して、日本における同性愛概念の一端を明らかにする²。

2 鶏姦の先行研究

明治維新後（1868年）から1940年代までの同性愛の歴史的変容に関しては古川誠（1994；2001；2006）が研究と考察を行っており、おおまかな見取り図をすでに提示している。古川は「男色」、「鶏姦」、「変態性欲」という三つのコードの分析から同性愛の変容を分析している。また、霞信彦（1990）は判決資料などから主に法学的な鶏姦の分析を、前川直哉（2011）は学生男色と鶏姦の分析を行っている。これらの研究は鶏姦についてすでに多くのことを明らかにしているものの、いくつかの問題点もある。ひとつは、分析資料の問題である。これらの研究は資料・メディアの特性には注目せずに分析を行っている。その理由としては、言説の全体を見渡すため、法学的な側面を明らかにするため、またそもそも資料が少ないので使える資料はすべて使おうとしたため、といったことが考えられる。しかしながら、どのようなメディア・領域においてどのような言説が形成されていたのかという視点は、ある特定の資料を扱って分析を行う際に無視することはできない。つまり、扱うデータが雑誌、一般書籍、新聞、文学作品、判決資料など異なる場合には、

▶1 代表的なものとしては、赤枝香奈子（2011）、石田仁（2006）、杉浦郁子（2005）、伏見憲明（2004）、古川誠（1994）、前川直哉（2011）などがある。

▶2 「同性愛」にはもちろん男性間のものと女性間のものがある。しかし、本稿が対象とする1870年代後半から1910年頃にはまだ女性の同性愛が認識されていなかった。よって、本稿、そしてこの時期を分析対象とする先行研究が扱う「同性愛」は主に男性間の同性愛を指す。

▶3 『横浜毎日新聞』が最初の日刊新聞であったことと『読売新聞』が大衆新聞の先駆けであったこと（山田 [2002]）が資料選定の理由であったとは推測できる。

それぞれのメディアの特性を考慮した分析を行う必要がある。日本の精神疾患言説の歴史研究を行った佐藤雅浩（2013）が分析対象として『読売新聞』と『朝日新聞』を取り上げて大衆の言説を通時的に分析したように、資料を明示し、一貫させることは重要である。田中裕（2016）は『横浜毎日新聞』と『読売新聞』の記事から鶏姦の分析を行っているが、これらの資料を選択した意図が必ずしも明確ではないし、それらの特徴が分析に考慮されているとも言えない³。以上の問題点をまとめると、先行研究では明らかにしたいものが大衆的な言説なのか、それとも医学的・専門的言説なのか、そしてそれがどのようなメディアや領域での言説なのか必ずしも明確ではないという欠陥がある。

二つ目は、言説の重層性である。もちろんこれは鶏姦の研究にのみ限られることではないのだが、鶏姦の先行研究においては鶏姦の言説が他の言説（男色や同性愛、他の隣接する言説など）から切り離されたものとして捉えられている傾向が窺える。しかし、言説はつねに他の言説との関わりにおいて形成されるものである。サンダーランドは言説分析にとって重要なのは、「弁証法的関係性」（dialectical relations）であると述べている（Sunderland [2004 : 11]）。これは、言説が権力や経済といった他の要素との関わりの中で形成されることを意味しているが、同様のことが言説と他の言説との関係性についても言える。つまり、先行研究では言説の重層性が考慮されていないために、言説の編成や変容についての説明が乏しいという欠陥がある。

以上の問題点を考慮し、本稿では分析対象を『読売新聞』（以下、『読売』）と『朝日新聞』（以下、『朝日』）における鶏姦の記事に絞る。この資料選択の理由のひとつは、小新聞として登場し成功をおさめた新聞を取り上げることによって、より大衆的な認識を明らかにするためである。小新聞については次節において詳しく紹介するが、簡単に言えば「大衆と結びついた、傍訓を付した談話体の新聞を一括して名指す」（山田 [2002 : 31]）。言論を中心とし読者層が限られていた大新聞ではなく、娯楽や報道を中心としてより大衆に向けられた小新聞の特徴から鶏姦の言説を明らかにする。

二つ目は、いずれの新聞も、『読売』は「ヨミダス歴史館」として、『朝日』は「聞蔵Ⅱ」として創刊から現在までの記事がデータベースとして公開されており、関係する記事を効率的に収集することができるためである。これにより言説の領域を明確にすることができ、また両紙において鶏姦が登場してから消滅するまでを通時的に分析することもできる。両紙において鶏姦の記事は必ずしも多いとは言えないものの、分析には十分な記事が一定数存在している。

言説の重層性に関しては、鶏姦と並んで一定数存在する男色についての記事も同時に分析することで、それら二つがいかに重なり合いながら言説を形成してきたのかを見ていく。そしてまた、鶏姦が他のどのような言説と関連するのかに注目しつつ、鶏姦報道の出現、変容、消滅の説明を試みる。本稿の立ち位置を先行研究との比較から言い表すのであれば、本稿は先行研究の問題点を補うことで分析を精緻化するだけでなく、これまで明確に分析されてこなかった鶏姦報道の出現、変容、消滅について、新聞報道の特徴と言

説の重層性という視点から説明を試みるものである。

以上を踏まえ、本稿では言説分析を行っていく。赤川学（1999）によると、言説分析の基本単位は「言表」（個々の語り）と「言説」（言表の規則的集合体）とされている。具体的な分析では、例えばインタビューやテキストとして残された歴史的資料（＝言表）の集合体からその発言・記述のパターン（＝言説）を明るみに出す手法と言える。ではこの手法の核心となる問いは何か。赤川はそれを「「このこと」が語られ「あのこと」が語られないことを背後で支えている形成＝編成の規則性とはなんなのか」（赤川 [1999：30]）という問いであるとしている。しかし、語られていないことを同定するためには、ひとつの領域や期間を扱うだけでなく、それらを複数扱うことで比較する必要がある。これを踏まえ石田が言説分析を、「様々な時代や地域における言説空間の成立の仕方の違いを調べること」（石田 [2006：79]）としたように、本稿においても比較分析を行う。後に詳しく述べるように、本稿で比較するその対象は、1875～1901年と1905～1914年という二つの時代的領域である。

3 『読売新聞』と『朝日新聞』の特徴

『読売新聞』は1874年に東京で創刊された。「創刊号は、B4サイズよりやや大きい横長の用紙一枚に、上下二段組みに両面印刷されて」おり、「翌々年一月には、縦長の用紙三段組四項建ての紙面へと変化していった」（山田 [2002：13]）。『朝日新聞』は東京で成功した『読売』を参考に（山本 [1994：37]）、1879年に大阪で創刊された。創刊号は四項建てであった。いずれの新聞も徐々に紙面を増やしていき、20世紀に入ったころには『読売』は全6ページ、『朝日』は全16ページにまで成長していた。

山本武利（1994）によると、この当時の新聞は「大新聞」と「小新聞」に分類することができ、ここで扱う『読売』と『朝日』はともに小新聞に分類される。大新聞とは政論新聞であり、その多くは言論活動を中心的活動としていた。対して小新聞は勧善懲悪的な娯楽活動や報道活動であったという。そのため小新聞は「艶種、警察種、忠君種、孝行種などを満載し」、「その「種」の末尾に」「勧懲的な説論をつけるのが常であった」（山本 [1994：35]）。例えば、『読売』の創刊号に記されているように、「「女童のおしへ」という教化性が強調されていた」（山田 [2002：15]）⁴。

大新聞が言論活動を続けていた傍らで、小新聞は報道活動を継続したことによって部数を急増させていった。艶話というゴシップ、そして事件や忠君譚を記載する当時の『読売』と『朝日』は大新聞の対極にあったと言える。小新聞として『読売』と『朝日』が始まったことにより、1874年から1886年まで小新聞と大新聞という二層構造が続いたが、それは明治20年（1887年）代に崩壊していった。小新聞と大新聞の両者が内容・編集方法で接近し、中新聞化が進行していったのである（土屋 [2002：263]）⁵。本稿では1870年

▶4 「『女童』とは、実際の女性や子供を指すばかりではなく、未熟な読者を総称する象徴的な呼称でもあったといえる。」（山田 [2002：39]）

▶5 土屋礼子によれば、『朝日』などの大阪の新聞は、そもそも東京の新聞ほど大新聞と小新聞の境界が明確ではなかった（土屋 [2002：226]）。

- ▶6 実際に『読売』と『朝日』の鶏姦の記事に明確な報道内容の差は認められない。しかし、『読売』の創刊が1874年、『朝日』が1879年と両紙の間には五年の差があり、初期の新聞記事の多くは『読売』の記事であるという偏りがある。

- ▶7 この法律の導入と削除の経緯については古川誠（1994；2001）を参照。

- ▶8 「ヨミダス歴史館」と「聞蔵Ⅱ」において、「鶏姦」、「同性愛」、「ホモ」というキーワードで検索して浮上した記事のうち、鶏姦または肛門性交に言及する記事をグラフ化したもの。連載小説は除く。

代半ばから1910年代までの『読売』と『朝日』を見ていくが、前半は小新聞として、後半は（より現在のものに近い）中新聞としての特徴がある。

東京の新聞と大阪の新聞の間には、地域の違いから生じる言説の違いがあることも考えられる。しかしながら、例えば『朝日』は「創刊まもなく京都、東京に通信員をおくなど取材網の拡充につとめている」し、『朝日』の部数は「明治十年代前半で大阪一位、さらにその後半では全国一位をほこるまでに急増していった」（山本〔1994：37-38〕）ことから、大衆新聞として両者を同等に扱っていく⁶。

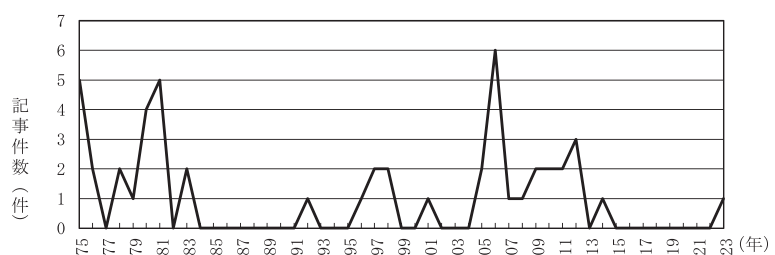
4 鶏姦報道の全体像

男性間の肛門性交を禁止する鶏姦条例が1872年に制定され、1873年には一部を変更した鶏姦罪が司法省によって制定された。しかしその後早くも1881年には刑法から削除されることになり、男性間の性行為が犯罪とされていたのは日本の歴史においては10年ほどのことであった⁷。男性間の性行為が鶏姦として言説化されたことには二つの特徴があったと古川誠（1994）は指摘する。ひとつは、鶏姦は行為そのものに焦点を当てるものであり、行為者の本質やアイデンティティとは結びつかない概念であったこと。二つ目は、同性間の性行為が犯罪とされたことである。もっとも、実際には鶏姦が犯罪とされていたにもかかわらず、鶏姦を行ったがために検挙された人物はほとんどいなかったとされている。つまり、「実際の社会での性のあり方への介入という点では鶏姦罪は限定的であったにせよ、象徴的な意味での性的な不品行のひとつとしての同性愛を「鶏姦」という概念で成立させたことは間違いない」（古川〔2006：（3）〕）。

法によって禁止された鶏姦だが、それはどれほど新聞において報道されたのだろうか。この点は次節で詳細に分析を行うが、はじめに鶏姦や肛門性交にまつわる記事数を把握しておこう。それを示したのが図1である。必ずしも多いとは言えない記事数ではあるが、可能な範囲において記事数の増減を考察することにしたい。

鶏姦の記事は、もっとも多くて1906年の6件である。1875年から1910年代

■図1 鶏姦に関する新聞記事数（『読売』と『朝日』の合計）⁸



までは鶏姦の記事が主流であり、その他、同性愛に関する記事はほとんど存在していないという特徴がある。そして1910年代初頭以降は鶏姦についての記事がぱったりと姿を消す。

記事数の多い年を起点とすると、大まかにグラフを二つの期間に分けることができる。ひとつは、1875～1901年までの期間である。この期間は鶏姦罪が制定されていた期間（1872～1881年）が含まれていることから、それが言説形成に一定の影響を持っていたと想定できる。二つ目は、1905年ごろから1914年ごろの期間である。この期間の記事の特徴は、鶏姦の多くが不良学生問題の範疇において語られるという点にある。これはひとつ目の期間には見られない特徴である。鶏姦の新聞記事が1880年代半ばに減少した後、なぜ20世紀に入り再登場し1910年代半ばには再度消滅するのか。この点は最後にまとめて論じることにする。以下では、ひとつ目を「第一期鶏姦言説」、二つ目を「第二期鶏姦言説」として区分を行い、分析を進める。

5 第一期鶏姦言説：鶏姦言説の形成期

1875～1901年という期間の鶏姦についての記事を「鶏姦言説」として捉えるといっても、この時期は鶏姦という語が持つ意味内容にばらつきがある。鶏姦(旧字体では雞姦)という語がはじめて登場するのは1875年4月20日の『読売』である。しかしその表現は「雞姦とかいふ事」、その三か月後の記事では「雞姦とかいって」(1875/7/23読売朝刊：1面)⁹とされているように、この時はまだ鶏姦という語が必ずしも誰もが知るものではなかった。鶏姦条例がはじめて制定されてから三年しか経過していないことも理由のひとつと考えられるが、こうした記事には新しく登場した語を紹介する意図があったと思われる。

鶏姦という語が現れる記事だけではなく、肛門性交について報道する記事も目に付く。例えば、「おかま(お釜)」や肛門について言及する記事が見られる。しかしながらこれらがすべて異なるものを指しているとは言えない。例えば、1885年11月5日の『読売』の記事では、次のように鶏姦の語に「おかま」とルビがふってある。

「横濱高島町の雞姦一件で人力曳が困ったはなしは能無から止めた」
(1885/11/5読売朝刊：2面)¹⁰

三橋順子によると、男性と性愛行為を行う男性を意味するものとしての「おかま」は、天保年間(1830～1843年前後)に成立した『松屋筆記』に「男色をオカマといふ」との記述があるため、少なくとも江戸時代後期には確実にさかのぼれるそうである。肛門を「釜」と呼ぶことは、江戸時代にはかなり使われた俗語であり、「肛門＝釜であり、肛門性交を行う男色者(多くは女

▶9 1875年7月23日の『読売』の記事での鶏姦は、男性から女性に対するものである。肛門性交という鶏姦の特徴から、それは必ずしも男性間のものではないことが知られている。しかしながら、ほとんどの記事は鶏姦を男性間のものとして報道していることから、主に男性間の行為として考えられていたことは間違いないであろう。

▶10 本稿で記事を直接引用する場合は、振り仮名も含めた原文をできる限りそのまま引用する。しかし、変体仮名は現代仮名に置き換え、くの字点(繰り返し記号)は「>>」で代用し、人名は「□」「○」「△」「◇」などの記号で置き換え伏字とする。識別できない文字は「■」で置き換えた。

装している) = 「おかま」という推論」が成り立つ(三橋 [2004:114])。「鶏姦=おかま」であり、「男色=おかま」でもあるのならば、単純に考えて「鶏姦=男色」にもなる。1870年代のこの時期には三つの語は概念的に分離できるものではなく、「男色-おかま-鶏姦」という重層的かつ曖昧な枠組みがあったと考えられる。

「釜」について記述されている記事としては、酒屋の主人が丁稚の「お釜を掘」ったことを丁稚が「残念なことだ」と思い、主人の金を取って逃げた話(1875/6/17読売朝刊:1面)、ある千葉県士族が他の士族と互いに写真を撮ったり、泊りに来た晩などには一緒に寝たりするほど仲が良いことに女房が嫉妬をし、離婚の話まで出たが、そんなことはよくあるので「お釜いなさらないがよい」として記者が女房を茶化しつつなだめる記事(1876/1/12読売朝刊:2面)、女好きの藩主が、自宅にいる書生にまで「釜った」ことを「野蠻の姦淫さわざ」とする記事(1878/7/12読売朝刊:2面)などがある。類似する記事としては、「鶏姦」や「釜」といった語は使用していないものの、痔や肛門について言及するものがある。例えば、刑務所内で非常に仲の良い男二人がいて、一人が痔になって仕事ができなくなるとその仕事を引き受けるほど仲が良いが、男同士では夫婦になれないのを悲しみ自殺未遂を行ったという記事(1880/2/5読売朝刊:2面)、ある男が贈り物などをすることで役所の給仕を手なづけ、「裏門を攻めかけ様とする」のを給仕が気味悪がったという記事(1880/2/12読売朝刊:2面)、二人の警官(警官を装った二人の男?)が取り調べのためにある男を近くの安い宿に連れていき、酒を飲ませて寝かせた挙句、「後門を押し破らんと」したという記事(1881/1/26読売朝刊:2面)である。

これらの記事においては、鶏姦や肛門性交といった行為が報道されていることには間違いはないが、従来考えられてきたようにこれらを男色とは別概念の、単に行為に焦点を当てた概念であるとしてしまうと、鶏姦に含まれる多様な意味を見落としてしまう。報道の内容を見ると、そこには鶏姦についての二つの認識を読み取ることができる。

5.1 一方的な鶏姦:「鶏姦=暴力」と「鶏姦=犯罪」

ひとつは、鶏姦を一種の暴力や加害性のある一方的な行為とみなす認識である。

麴 町元園町二番地の人力車やの○○○○の子分にて◇◇といふものが
本郷へんの□□□□の倅の△△は顔の綺麗な子供なるゆへ頻りに可愛
がって菓子をやったりなどしているゝゝとだまして◇◇の家へつれてゆ
き二晩とめて此△△を床の中へ無理に引こみ何か雞姦とかいふ事をいた
し△△はどこ■■■痛み出し親は諸方を尋ねた上で此事が知れたゆえ屯所
へ届て出たといふ (1875/4/20読売朝刊:1面)

上の引用には「無理に引こみ何か雞姦とかいふ事をいたし」た、というように鶏姦が相手の同意を無視した一方的な行為として描かれている。他には、

ある男が警官に酒を飲まされて「押し伏せて後門を押し破らんと」された記事（1881/1/26読売朝刊：2面）、ある男が紙屑を買いに家を訪ねたが、その家の男が「突然後より抱き付て怪しからぬ舉動」をしたという記事（1879/8/2読売朝刊：2面）がある。これらの記事は鶏姦を一方的な行為として報道し、一方的に鶏姦を犯そうとした者だけが問題化されている。互いの同意のもとで生じたと思われる鶏姦についての記事はほとんど存在していない。その理由としては、同意のもとで行った鶏姦は通常であれば発見・通報されにくく、報道されにくいためであろう。しかしここでは、実態としての鶏姦が同意にもとづくものであれ一方的に行われるものであれ、新聞上では加害的な記事が目立つことによって、鶏姦が暴力と結び付けられるという言説効果のほうにこそ注目すべきである。

ただひとつ、同意の上と思われる鶏姦が「見つかる」場所は刑務所であった。鶏姦について報道する記事のほとんどは市井の生活内でのものであるが、刑務所内での鶏姦について取り上げる記事も少なくはない（5件存在）。そしてその中には鶏姦を行った双方が罰せられたという事実を語る記事がある。

小管集治檻に居る終身懲役人の〇〇〇〇は同房に居る懲役十年の◇◇
◇◇を挑み雞姦を成した科にて懲役九十日のところ懲役終身に處せられ
て居るので昨日東京裁判所にて棒鎖三日申し付られ又◇◇は加役三十日
申し付られました（1880/11/5読売朝刊：3面）

この記事では、刑務所内である囚人が他の囚人を鶏姦したことが明らかになり、双方が加役されたことが報道されている。刑務所外での出来事を取り上げた新聞記事では、ある男が別の男を暴力的／一方的に鶏姦しようとするが、される側の人物によって拒絶され、警察沙汰となったことが描かれていた。そのため、咎められたのは一方である。しかし刑務所内での鶏姦を取り上げる記事では、鶏姦に関わった双方が加役されることによって鶏姦を行うことそれ自体が罪として報道されることになる。つまり、鶏姦をする側であろうがされる側であろうが、鶏姦に関わるのが悪とされることを示している。

このように、鶏姦自体を非難する記事は他にも存在する。例えば、ある男が関係を迫られたが「改定律令第二百六十六條を堅く遵奉して」いるために断ったという記事（1876/7/29読売朝刊：2面）がある。「改定律令第二百六十六條」とは鶏姦罪であり、この法律を根拠にして鶏姦を拒否していることが報道されている。また、女性と偽っていた男が車夫に鶏姦をさせた（つまり、鶏姦をしてもらった）ことで、同様の改定律令によって懲役90日を言い渡されたという記事（1881/5/7朝日朝刊（大阪）：2面）もある。一方的な暴力によるものであろうがなかろうが、鶏姦に関わることで罰せられることが示されている。

以上のことから、鶏姦に関わる言説は大まかに二つ存在していることがわかる。ひとつは、鶏姦を一方的な暴力として認識するものである（「鶏姦＝暴力」の認識）。この認識においては、鶏姦が非難される理由はそれが暴力であるため、または相手の同意なしに強制的に行われる一方的な行為であるた

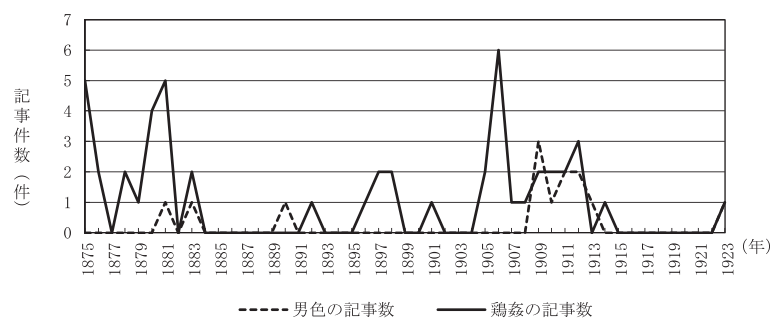
めとなる。よって、鶏姦によって罰せられる際には必ずしも鶏姦罪によって罰せられるのではなく、それが暴力であるという理由から罰せられる（咎められる）。二つ目は、鶏姦を犯罪として認識するものである（「鶏姦＝犯罪」の認識）。この認識では、鶏姦は法律によって禁じられているので行うべきではなく、もし鶏姦に関わってしまうと法によって罰せられるということが含意されている。いずれの枠組みにおいても、鶏姦は「AとBがする」ものではなく「AがBに鶏姦する」、「AはBを鶏姦する」という言い回しで表されており、このようなものには、〇〇は◇◇のお釜を掘りました（1875/6/17読売朝刊：1面）、〇〇は◇◇を鶏姦した（1881/5/14読売朝刊：3面）、〇〇は◇◇を挑み鶏姦を成した（1880/11/5読売朝刊：3面）、などの記事がある。

5.2 共同的な鶏姦：「鶏姦＝親密な行為」

鶏姦は一方的な暴力行為として認識されていたという側面が強いが、それらの記事の中では、共同のかつ親密な行為としての側面を読み取ることもできる。このような記事は確かに暴力・犯罪としての鶏姦と比べると数においては少ないが、鶏姦の言説を構成する重要な一部であったと思われる。この点を、男色についての記事の不在から考えてみたい。

鶏姦についての記事は一定数ある一方、男色の語が登場する記事は非常に少ない（図2）。古川誠は「19世紀から20世紀にかけての世紀転換期は、薩摩的な男色コードの最盛期であったと言える」（古川 [1994：35]）と述べているが、新聞上の記事から判断すると必ずしも古川の分析を支持することはできない。もちろんこれは古川の視点（社会史的分析）と本稿の視点（新聞報道の言説分析）が異なることによるものだが、では新聞報道に特化して分析すると、どのようなことが見えてくるのか。

■図2 鶏姦と男色の記事数¹¹



▶11 図1のグラフに、「男色」という語が含まれる報道記事の推移を追加し、作成した。

古川（1994）によると、当時の男色の中心は「武士モデル」であった。このモデルは「愛する側である念者と愛される側である稚児との固定した枠組みに基づく同性愛関係」であり、「明治維新によって武士階級は消滅したのであるが、その男色文化は旧制の中学校や高等学校を中心とする学生文化の中に受け継がれていった」（古川 [1994:30-31]）。当時の男色の特徴は、「美」と「稚児」の問題系列であり、特に後者の「稚児」の問題系列は年長集団が

稚児としての年少者に対して忠誠を尽くすことであり、ここにはある種の親密な関係性が築かれていた。当時の学生は軟派と硬派に分かれており、「軟派は芝居や遊郭を好むグループであり、硬派とはいわゆるバンカラ風で粗暴な振る舞いをし、女性との接触を懦弱だとして避けるグループであった」（古川 [1994: 32]）。そして男色は硬派の特徴のひとつであった。男色が道徳的に非難されることはなく、「男色を賛美するにあたってそれを武士道の伝統と結びつけるのは、男色賛美の典型的な発想」（古川 [1994: 34]）であったという。

第一期に、男色という語が登場する記事が鶏姦についての記事と比べると少ないという数量的な事実からは、小新聞において言説が編成される際の二つの可能性を論じることができる。そしてここで重要となるのは、「男色—おかま—鶏姦」の言説の重層性である。

ひとつ目の可能性として、そもそも否定的な意味合いが含まれにくい男色は新聞上において勧善懲悪の対象ではなかったことが考えられる。また鶏姦という否定的な行為に焦点を当てた語と違い、男色自体を特別社会問題化するような基盤が存在していなかったことも理由として考えられる。事実、文学の研究（氏家 [1995]）などからも、明治のこの時期には男色が珍しくなかったとされており、男色は特異な現象ではなかった。それに反して、鶏姦は当時はじめて登場した新しい語であるために、日常の報道に力を入れていた小新聞は新しい語（または現象）を伝えることを意図していたと思われる。それは、はじめて新聞上で鶏姦についての記事が登場したとき「鶏姦とかいふ事」と記述され、未知ながらもそれを伝えようという姿勢からも窺うことができよう。しかしただ男色の平凡性と鶏姦の特異性として二つを別概念として捉えることはできない。

二つ目の可能性は、「男色—おかま—鶏姦」という連続性があるために、鶏姦の意味内容の多くは男色と類似するものであったという可能性である。男色の親密な関係性が鶏姦の一部として取り込まれていたのである。鶏姦は確かに肛門性交という行為を意味する語であるが、鶏姦という行為に言及することによって、鶏姦／肛門性交を行う男色をも意味する換喩的機能があつたと換言することもできる。鶏姦への男色の流入においては、「稚児」の問題系列がかかわっている。この時期の記事には必ずしも稚児についての言及はないものの、忠誠や親密な関係性を記述する報道が見られる。男色に触れている数少ない新聞記事に表れているように、男色は「持ちかけ」るものであり、相手の同意にもとづいていたこと（1883/10/3読売朝刊：3面）、そしてまた「男色の契り」（1890/1/26読売朝刊：3面）とも言われるように、双方の同意や共同性に男色概念は重きを置いていたことがわかる。この典型例には、先ほども引用した、夫が他の男と非常に仲がよいことに嫉妬した女房を記者が「けっしてお釜いなさらないがよい」と茶化す記事（1876/1/12読売朝刊：2面）や、刑務所内で非常に仲の良い男二人のうち一人が、男同士では夫婦にならないのを悲しみ自殺未遂を行ったという記事（1880/2/5読売朝刊：2面）がある。その中でも1883年11月16日の『読売』の記事においては以上の関係性を象徴するような内容が明確に記述されている。

痴と云ひ愚と云ふも此に至ッて極まるといふ可し播磨國飾西 群 護持村の
 平民〇〇〇〇 (二十五年) は幼少の頃より算盤の稽古をうけし同村の◇
 ◇◇◇ (六十一年) といふ爺さんと雞姦し男女の中より一きは深く交り
 しを村中一般の評判となり◇◇には△△ (三十年) といふ倅もあれば親
 より却ッて耻かしく母と共にさまざま諫めしに◇◇も迷ひの夢を覚じ〇〇
 との中を絶ちしに同人は交情を忘れ兼ねてや其後ち度々密會を挑みしも
 ◇◇が應ぜざるより是は△△母子が水をさしたる故なりと深く怨み無分
 べつにも今年の三月三十一日の夜◇◇の家へ忍び行きて屋根裏に吊し有し
 藁に火を放ち同家を残らず焼き拂ひしの事が顯はれ五月下旬 捕縛せら
 れしが種々審問のうへ今月六月神戸重罪裁判所にて有期徒刑十四年に
 處せられしとは淺ましき事の限りなり其宣告書は左の如し (1883/11/16
 読売朝刊：3面)

簡単に内容をまとめよう。ある男とある爺さんは昔から鶏姦をしており男女の仲より一段と深い関係にあったが、それが村中に知れ渡り、爺さんの息子と妻はそれを恥ずかしがったために爺さんは男との仲を絶つことにした。このような事態になったのは爺さんの息子と妻のせいであると相手の男は怨み、爺さんの家に放火したということが記されている。ここに表れているのは一方的な鶏姦ではない。一方的な鶏姦が「AがBに鶏姦をする」というような表現であったのに対して、ここでは「AはBと鶏姦する」という共同の行為としての言い回しが使われているのである。また単に共同の行為であっただけでなく、両者が「男女の中より一きは深く交」わっているとされているように、鶏姦が行為以上の関係性を含みうるものとされているのである。記事の最後に載せられている宣告書においても「男女に等しく交情の親密なる」と言われている。これらの記事が親密な関係性としての鶏姦を表していることは、記事内のどこにおいても鶏姦自体が咎められていないこと、鶏姦自体について否定的なことが一切書かれていないことからわかる。

ここまで、第一期における鶏姦の記事について考察をしてきた。第一期の鶏姦は「鶏姦＝暴力」、「鶏姦＝犯罪」、「鶏姦＝親密な行為」という三つの意味論的な認識から成り立っていることが分かった。前者二つと後者は相反する認識ではあるが、それは鶏姦が新しい語／現象として登場しながらも、男色と重複する意味内容を持ち合わせていたためである。ここで明らかとなった三つの認識は鶏姦の意味内容を形成する言説内的な枠組みであり、まさに鶏姦の形成期のものということができる。次節から見ていく第二期においては、言説内的な報道から言説間的なものへと変化する。

6 第二期鶏姦言説：鶏姦と不良学生問題

6.1 不良学生の悪事としての鶏姦

第二期（1905年から1914年）の鶏姦についての新聞報道にはひとつの特徴がみられる。それは、鶏姦が「不良学生」、「墮落書生」、「悪書生」（総じて以下では「不良学生」と呼ぶ）という、学生問題の範疇において語られていることである。当時は硬派の学生が多かったといわれており、東京において男色が流行したのはとりわけ日清日露の両戦期の間（1894～1905）であり、それはミリタリズムによって「薩摩風の硬派の文化つまり野蛮さ、パンカラさが世を風靡するに至」ったためであった（古川 [1994: 33-34]）。ここで報道される鶏姦を行う不良学生も、主に硬派の学生であったと考えられる。不良学生は多数の悪事を行うものと見なされていたが、その中のひとつが鶏姦である。たとえば、次の記事では鶏姦が悪事のひとつとして報道されている。

恐喝、誘拐、強姦、雞姦あらゆる悪事醜行を擅にし各區を横行する
悪書生の増加せしより警視廳にては是れが取締方を嚴にする爲め先般
來各署に内訓する（…）（1905/3/16朝日朝刊（東京）：6面）

不良学生と鶏姦が結び付けられる際には二つの特徴がある。ひとつは、鶏姦が悪事であるということが明確に語られ始めたことである。第一期の記事と比較してみてもそれは明らかに異なる。第一期では鶏姦が犯罪と暴力に結び付けられていたとしたものの、それが「暴力である」とか「犯罪である」と明言する記事は全くと言っていいほど存在していなかった。しかし第二期の記事においては鶏姦が悪事のひとつとして明確に言語化されることによって、その暴力性が強調されることになる。

二つ目は、鶏姦は悪事のひとつであるだけでなく、その中でも特に問題のある行為として見なされていることである。例を挙げると、「^{けんきよ}けん拳せられし主なるものは脅迫雞姦等の犯罪なり」（1907/11/27朝日朝刊（東京）：6面）としてその検拳の多さについて言及する記事、「[不良少年の集団である] ^{おにてつ}鬼鐵一派のなしたる罪惡は重に雞姦及び強盜なる」（1910/3/23朝日朝刊（東京）：5面）とする同様の記事、不良少年の種類は「^{だい}第一雞姦、^{だい}第二パクリ、^{だい}第三女釣り、^{だい}第四女に悪戯、^{だい}第五竊盜の五種にして其内最も不倫にして而も學生墮落の最大原因を爲すものは雞姦なり」（1909/12/25朝日朝刊（東京）：5面）として悪事に順位を付ける記事などが存在している。

鶏姦が悪事であると明言され、不良学生問題の中で最大の問題とされることによって、第一期と比べ鶏姦に対するより否定的な視線が生まれたと考えることができるであろう。ここでより注目すべきは、第二期においても鶏姦は相変わらず犯罪であると見なされていたことである。第一期の初期には鶏姦が刑法によって犯罪とされていたが、この第二期はすでに鶏姦罪が廃止さ

れている。だが、これは直ちに鶏姦を行うことが合法となったことを意味するわけではない。鶏姦を行った学生が警察によって検挙される記事は多い。たとえば、1906年9月11日の『朝日』の記事では、とある学生を脅迫し鶏姦した不良学生7名を検挙したことが報じられており、記事内では7名の名前と罪名が掲載されているが、その中の3名の罪名は鶏姦と記されている。

鶏姦罪はすでに削除されているにも関わらず鶏姦によって検挙されていることは、「鶏姦は暴力であるために犯罪である」という認識の存在を意味している。「鶏姦それ自体が犯罪である」というような第一期の認識はここでは消えつつあるとも言えよう。「鶏姦は暴力であるために犯罪である」という認識は、鶏姦が強姦と並んで語られる傾向からも窺うことができる。つまり、「(男性から) 女性への強姦」と「(男性から) 男性への鶏姦」という対によってこの時期の鶏姦は縁取られていた。

6.2 鶏姦の局在化

鶏姦が不良学生問題の範疇において語られることで三つの局在化が生じており、それらが当時の報道を支えていた。ひとつ目の局在化は、「鶏姦学生化」である。この時期の報道によって、鶏姦を行う人物が硬派の不良学生に局在化された。第一期の新聞記事では誰が鶏姦を行うのか、どのような人物や集団が鶏姦を行いやすいのかという記述は存在していなかったが、第二期においては、鶏姦は不良学生の悪事のひとつとして見なされることで、鶏姦の発生場所が学生という集団に集中することになる。このときはじめて、鶏姦という行為と特定の集団・人物とが結びついたということができよう。さらにこの当時、しばしば「不良学生」と並んで登場するのが「鶏姦学生」という表現である。つまり、不良学生は鶏姦を行うと報道されるだけでなく、「鶏姦学生」として表現されることで不良学生の下位分類のような存在として鶏姦が人物化されていた。例えば次の報道記事がある。

●男女学生風紀取締

学生墮落の報は頻々として傳はり之れが改善に意を拂ふこと頻りなるが
今亦た麹町署に於て聞くも忌はしき雞姦學生の檢舉あり此種の蠻行を敢
てする不良學生は都下に於て千を以て算せらるゝとは嘆はしき至りなり
いまかく けいさつしよ お ちうい しんぶつ すう さ こと
今各區の警察署に於ける注意人物の数は左の如し (1908/3/8読売朝刊：3面)

この記事を要約すると、不良学生の中には鶏姦をあえて行う「鶏姦学生」が存在しているということである。こうして「鶏姦学生」がひとつのカテゴリーとみなされるようになったことは、鶏姦が学生問題の中でも特に重大な問題として捉えられていたことと無関係ではないであろう。1906年10月31日と11月7日の『朝日』の記事においては鶏姦事件を起こした不良学生三人の裁判について、それぞれ「雞姦學生」(1906/10/31朝日朝刊(東京)：6面)と「雞姦學生の有罪」(1906/11/7朝日朝刊(東京)：6面)という見出しで報道している。いずれの記事においても、鶏姦を行う不良学生を取り立てて「鶏姦

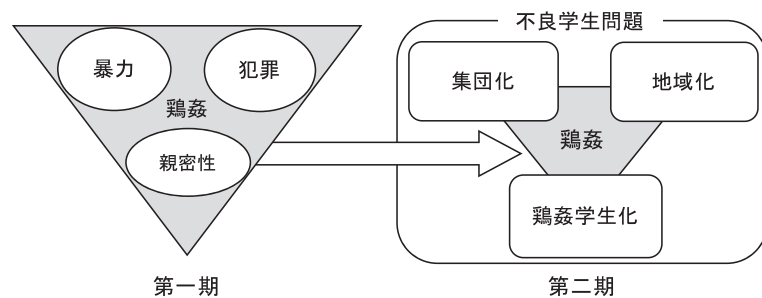
学生」と呼ぶことで、特定の人物像を作り上げるという局在化がされていた。

二つ目の局在化は「集団としての局在化」である。不良学生問題の記事において不良学生は個人としてよりも不良学生集団として存在していることが頻繁に報道される。この時期の新聞記事においては警官によって検挙された学生の報道が見られるが、彼らがどのような不良学生の団体に所属していたのかという記述が頻繁に伴い、また、不良学生個人の行為としてだけでなく、不良学生集団の悪事として鶏姦が報道される。不良学生の集団である「鬼鐵一派」の主な悪事のひとつが鶏姦であることを報じる記事（1910/3/23朝日朝刊（東京）：5面）、「雷義團」が「脅迫、パクリ、男色等有り」と有ゆる曲事を働いているという記事（1909/9/3読売朝刊：3面）、小学生の悪少年団である「隧道組」が鶏姦を行っているという記事（1911/2/23朝日朝刊（東京）：5面）などが存在している。このような集団への関心の高さを示している記事に1912年6月14日の『朝日』の記事がある。この記事内では、「東都三十萬余の學生及び子女ある父兄の注意の爲め」として当時の東京市内の不良学生の団体名、勢力範囲、人員数がリストとして掲載されている。「注意の爲め」と記されているように、この記事は読者への注意喚起の役割を果たしている。鶏姦を行う人物が集団へと局在化されることによって、対象として明確に縁取られる。それにより非難する対象が明確化され、注意喚起が容易になったと考えられる。その他にも、「放蕩に流れし書生連は早く自ら警醒すべし」（1906/8/30朝日朝刊（東京）：6面）と勧善懲悪が見られることにも同様の理由がある。この6月14日の記事には51の団体が掲載されている。人員は少なくても30人、多くて300人であり、平均して60名ほどであることから、不良学生の団体は一定規模を持っていることがここで報道されていると言えよう。

三つ目は「地域としての局在化」である。不良学生は集団として報道されるのに伴い、ある特定の地域において勢力を振るうという地域性を帯びた存在としても報道される。つまり、どのような不良学生集団がどのような地域にいるのかが語られ始める。彼らの勢力範囲については、麹町区にいる注意人物40名ほどの主な検挙内容が脅迫鶏姦などであることを報じる記事（1907/11/27朝日朝刊（東京）：6面）、「悪書生の根柢を作りて横行し居る重なる場所は芝を第一とし麻布、麹町、神田等」とする記事（1905/3/16朝日朝刊（東京）：6面）、神田区と麹町区に鶏姦学生がいと報じる記事（1908/3/8読売朝刊：3面）がある。

以上の議論を第一期の分析と比較し、図式化したものが図3である。第一期では鶏姦自体の認識は「犯罪」、「暴力」、「親密性」という三つの要素によって形成されており、それは第二期の認識へと引き継がれている。しかし第一期においては鶏姦を行う人物像については必ずしも報道されているとは言えなかった。誰がいつ行っても不思議ではない行為として鶏姦は報道されていた。また鶏姦報道を取り囲む言説間的な報道も存在していなかった。しかし第二期においては報道では、鶏姦が不良学生問題の報道と結びつくことにより鶏姦の報道に新たな足場を提供し、鶏姦を局在化することで鶏姦という行為とそれを行う人物の間に密接な関係性を作り出した。誰がどこで鶏姦を行うのかが明確化されたのだ。ここでは三つの局在化である「鶏姦学生化」、「集

■図3 鶏姦報道の変化



団化」、「地域化」が鶏姦報道を支えており、第一期の報道とは根本的に異なる枠組みが形成されている。また図3に示しているように第一期では、鶏姦の報道は独立して存在していた。つまり、鶏姦自体が大きな社会問題を形成するほど問題視されていないだけでなく、他の当時の社会問題とは結びつかずに報道されていた。だが第二期に不良学生問題の中で、つまり大きな社会問題として形成されていたものの中で再言説化されることで、鶏姦自体も社会問題のひとつとして報道され得たのである。

7 鶏姦の登場と消滅

以上では、新聞記事から鶏姦について分析してきたが、その特徴が明らかとなったところで、最後に鶏姦の新聞記事の登場と消滅について、これまでの考察をまとめながら論じる。

第一期における鶏姦の新聞記事数が鶏姦罪の存在していた時期と重なっていたことから、鶏姦罪の存在が記事数に影響を及ぼした可能性についてはすでに述べたところである。つまり、鶏姦罪の消滅によって鶏姦という語自体も使用されにくいものとなり、記事としては現れなくなったということである。また、鶏姦には暴力的な意味合いだけではなく男色的な親密性をも含むため事件性が薄く、鶏姦罪の消滅後は報道がされにくくなったとも言えよう。しかし、鶏姦報道の減少を説明するのは以上の理由だけではない。

ひとつは『読売』と『朝日』が小新聞であったという特徴である。言論を行わないという報道姿勢では鶏姦について議論し問題化するということは行われにくかったし、あったとしても簡単な勧善懲悪型の主張に留まっていたため、大衆的な領域においては問題とはなりにくかった。ゴシップ的な記事も多い中では、鶏姦を特別な「社会問題」とするような認識が生じていたわけではなかった。そして第一期から第二期にかけて、小新聞であった『読売』と『朝日』が中新聞化したことも鶏姦報道の変化をもたらした。つまり、ゴシップ的な記事が減少することで鶏姦についての記事も同時に減少したのである。中新聞化した両紙において鶏姦の記事が登場するには、報道により適し

た枠組みで鶏姦が語られなければいけなかった。

二つ目は文脈の欠如という理由である。第一期には鶏姦自体を取り囲む報道や関連する言説が欠如していたため、鶏姦という語は社会に根付きにくかった。古川誠はこの時期に鶏姦が消滅した理由として、社会的・文化的基盤が脆弱であり異常としての共通認識がなかったことや（古川 [2001 : 84]）、そもそも行為のみに焦点を当てた認識であったために馴染みにくかったこと（古川 [1994 : 43]）を挙げている。これらは第一期に見られた鶏姦の意味内容について、つまり言説内的な要因によって鶏姦の消滅を説明するものである。しかし本稿で主張したいのは、このような理由に加え、第一期には鶏姦を取り囲む報道のコンテクストが欠けていたこと、つまり鶏姦と抱き合わせて語られる言説という言説間的な要因がなかったことである。この意味で、当時の鶏姦の言説は、宙に浮いた不安定なものであった。かろうじて法的犯罪の枠組みがあったとも言えるが、社会問題化するほど強力なものではなかった。

第二期で鶏姦についての記事が再度登場するようになったころには、学生風紀問題が登場していた。渋谷知美によると明治30年（1897年）代に発生した学生風紀問題は学校紛擾、政治活動、飲酒喫煙、寄席への出入り、窃盗、セクシュアリティといった幅広いトピックを問題化していた（渋谷 [1999 : 41]）。不良少年という語が登場し問題化したのも1894年から1905年頃であるとされており（鮎川 [2001 : 53]）、本稿の関心から言えば不良学生問題という報道の枠組みがこの時期に誕生したと言える。ここで鶏姦は新たな場を見つけたのである。『読売』と『朝日』を見た限りでは、この時期の鶏姦は主に不良学生問題の範疇でしか語られなくなった。鶏姦は不良学生の悪事の中のひとつとしての位置づけと、行為と人物の結びつきを得ることで、報道される新たな基盤を得ていたのである。

だが1910年代に入り、再び鶏姦の報道は見られなくなる。この時期には何が生じていたのか。作田誠一郎（2008）は、大正・昭和期の資料には硬派不良少年が減少し軟派不良少年が増加しているという記述があることを示している。作田は「硬派不良学生」の衰微から「軟派不良学生」の台頭（作田 [2008 : 7]）の理由を、東京や大阪にみられる都市化に求めている。都市化によって、縦社会・団結／団体・地方・封建制の遺物といった特徴を持つ硬派から、横社会・個人行動・都市・文明の進化といったより「近代的」な特徴を持つ軟派へと推移していったのである。実数としてどれほどこの移行を把握することができるかは不明だが、しかし、硬派が減り軟派が増えたという認識があったことは確かであろう。これにより硬派不良学生を、つまり鶏姦を報道し問題視することも減少した。鶏姦にとっては、またここで言説の基盤を失うことになった。その後新たに言説間的な関係性を築くことにはならず、鶏姦が新聞報道において再度登場することはなかった。第二期の新聞報道によって、鶏姦という行為は不良学生と強く結びついており、（不良学生以外の）誰もが行いうる行為としての認識は弱まっていた。そのため1910年代以降、誰もが行いうる行為としての鶏姦は、少なくとも言葉としては忘れ去られることになった。

8 おわりに

本稿では、大衆的な新聞としての『読売新聞』と『朝日新聞』を対象とし、鶏姦の言説の変容を分析した。従来のように意味内容（犯罪／非犯罪、墮落／非墮落など）にのみ焦点を当ててではなく、新聞報道の特徴にも焦点を当て、約40年間にわたる鶏姦の変容、そして鶏姦報道の出現と消滅の説明を試みた。同性愛に関わる現象の中で、「鶏姦」のみを論じたという限界はあるが、同性愛に関する新聞報道が文脈に依存する可能性が示唆された。換言すると、同性愛は単独では報道されにくく、それを報道する際の大きな枠組みを必要とする可能性が明らかとなったのである。これは昨今の同性愛に関する新聞報道についても示唆的である。2015年2月に、渋谷区が同性カップルを結婚に相当する関係性と認め、証明書を発行するというニュースが報道された。その直後から同性愛に関する新聞記事数が急増した。なぜ新聞記事は急増したのか。本稿の分析を応用すると、同性愛の問題がこれまで長らく議論の対象であり夫婦別姓など多様な「社会問題」を含む「結婚」の言説内で語られ始めたためであろう。同性愛に関する新聞報道は、結婚に関する言説の作用によって増加することが可能になったのである。逆に言えば、結婚についての議論という「適切な領域」においてしか言説の正当性を担保されない話題であったとも言えよう。

本稿にはまだ課題も残されている。鶏姦をひとつの社会問題とすると、鶏姦の新聞記事は1910年代を過ぎたところで消滅することになるが、これは社会問題としての鶏姦が「解決」されたことを意味するわけではない。構築主義的視点では、実態としての鶏姦が存在することは「鶏姦」という語が言説化されることと同義である。よって、「鶏姦」という語が消滅することは実態としての鶏姦が消滅したことをも意味する。だが、中河伸俊によると、「社会問題活動のプロセスは本来的にオープンエンドであり、暫定的な（あるいは歴史的な）意味でしか、その“終わり”について語ることはできない」（中河 [1999 : 39]）。つまり、本稿がいうところの鶏姦報道の消滅も、暫定的なものでしかない。そしてまた中河がいうように、「社会問題の指し手はつねに後続の指し手による再定義に対して開かれている」（中河 [1999 : 39]）ため、鶏姦に後続する言説が、鶏姦を再定義している可能性もある。それは、「同性愛」や「変態性欲」という新たなカテゴリー内であるかもしれない。確かに鶏姦という語は消滅したが、その意味内容が後続する言説によって再定義されている可能性を探る必要があるであろう。

また本稿が明らかにしたもののひとつは、暴力としての鶏姦が言説の中心的位置にあることでもあった。仮に鶏姦が同性間の性行為であることがその後登場する「同性愛」や「変態性欲」の枠組み内で再定義されていたとしても、この暴力としての側面がどう連続しているのか（またはしていないのか）はこれまでの研究でも明らかとはなっていない。これらの点は今後の課題である。

参考文献

- 赤枝香奈子 (2011) 『近代日本における女同士の親密な関係』 角川学芸出版.
- 赤川学 (1999) 『セクシュアリティの歴史社会学』 勁草書房.
- 鮎川潤 (2001) 『少年犯罪：ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』 平凡社.
- 石田仁 (2006) 「戦後日本における「男が好きな男」の言説史：雑誌記事にみる表象とそれを支える解釈枠組みの変容」 中央大学大学院文学研究科博士論文.
- 氏家幹人 (1995) 『武士道とエロス』 講談社.
- 霞信彦 (1990) 「『鶏姦規定』考」 『明治初期刑事法の基礎的研究』 慶應義塾大学法学研究会.
- 作田誠一郎 (2008) 「都市化による不良観の変容と少年少女の不良化：大正・昭和期の不良少年観を中心として」 山口大学大学院東アジア研究科編 『東アジア研究』 6：1-22.
- 佐藤雅浩 (2013) 『精神疾患言説の歴史社会学：「心の病」はなぜ流行するのか』 新曜社.
- 渋谷知美 (1999) 「『学生風紀問題』 報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化：明治年間の『教育時論』 掲載記事を中心に」 日本教育社会学会編 『教育社会学研究』 65：25-47.
- 杉浦郁子 (2005) 「一般雑誌における「レズビアン」の表象：戦後から1971年まで」 現代風俗研究会編 『現代風俗学研究』 11：24-39.
- 田中裕 (2016) 「明治期の新聞言説における鶏姦罪：批判的言説分析を方法論として」 日本マス・コミュニケーション学会・2016年度春季研究発表会「研究発表論文集」（最終閲覧2017年1月20日、http://mass-ronbun.up.seesaa.net/image/2016spring_D2_Tanaka.pdf）.
- 土屋礼子 (2002) 『大衆紙の源流：明治期小新聞の研究』 世界思想社.
- 中河伸俊 (1999) 『社会問題の社会学：構築主義アプローチの新展開』 世界思想社.
- 伏見憲明 (2004) 『ゲイという〔経験〕：増補版』 ポット出版.
- 古川誠 (1994) 「セクシュアリティの変容：近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」 日米女性情報センター編 『日米女性ジャーナル』 17：29-55.
- 古川誠 (2001) 「『性』暴力装置としての異性愛社会：日本近代の同性愛をめぐる」 日本法社会学会編 『法社会学』 54：31-36.
- 古川誠 (2006) 「解説：第1・2巻及び第3巻『鶏姦時代の関連新聞記事』」 古川誠・赤枝香奈子編 『戦前期同性愛関連文献集成 第3巻』 不二出版：(1)-(8).
- 前川直哉 (2011) 『男の絆：明治の学生からボーイズ・ラブまで』 筑摩書房.
- 三橋順子 (2004) 「おかま」 井上章一・関西性欲研究会編 『性の用語集』 講談社：111-118.
- 山田俊治 (2002) 『大衆新聞がつくる明治の〈日本〉』 日本放送出版協会.
- 山本武利 (1994) 『新聞と民衆：日本型新聞の形成過程』 紀伊国屋書店.
- Sunderland, Jane (2004) *Gendered Discourses*, Palgrave Macmillan.

(平成28年10月24日受理、平成29年1月13日採択)